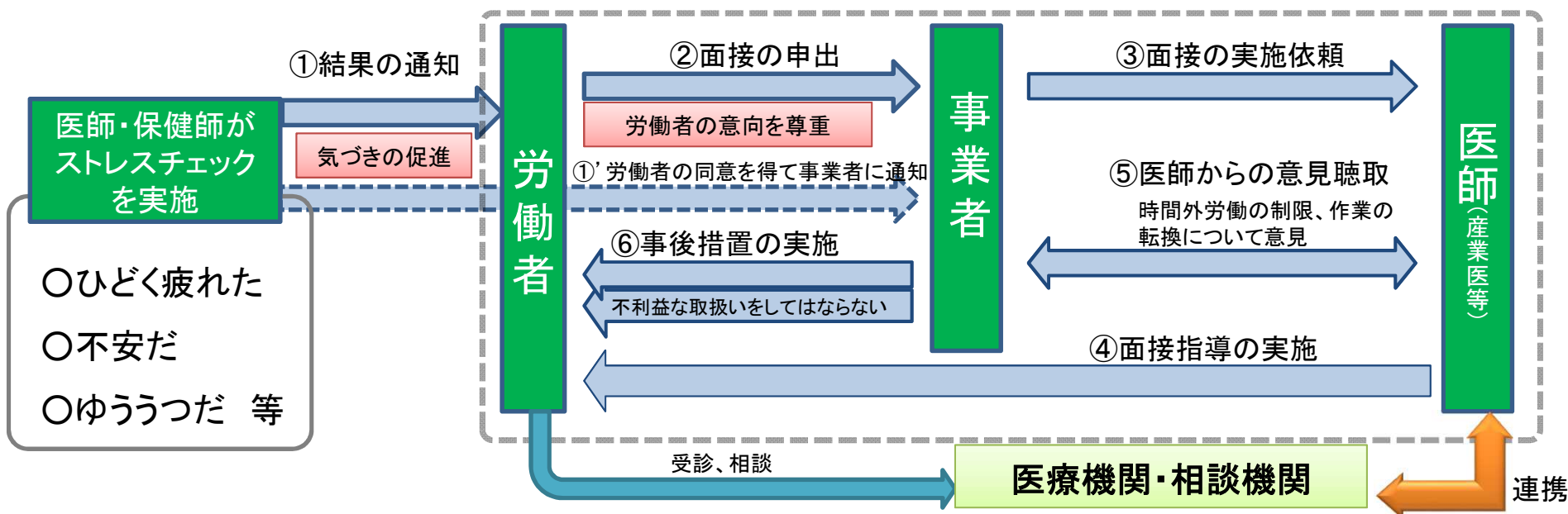


労働安全衛生法改正案(H24.11廃案)の概要 (メンタルヘルス対策部分抜粋)

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

精神的健康の状況を把握するための検査(ストレスチェック)と面接指導



メンタルヘルス対策を促進するための取組

1 法案提出後のメンタルヘルスを取り巻く状況

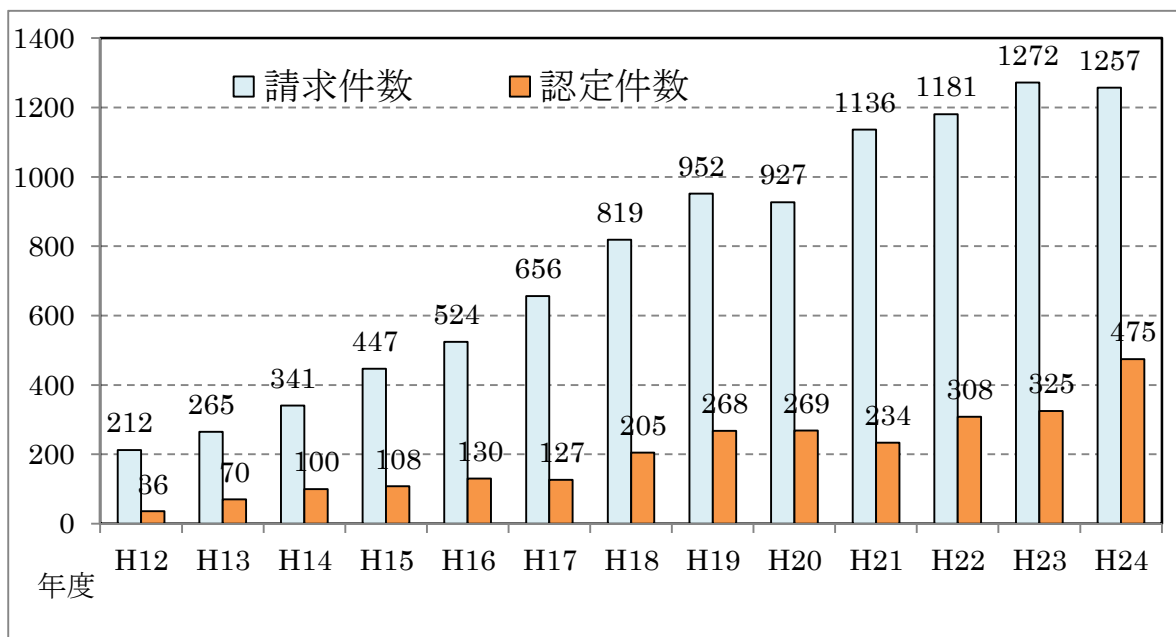
○ 自殺者数の推移

(単位:人)

	自殺者数	原因・動機 特定者	自殺の原因・動機						
			家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成24年	27,858	20,615	4,089	13,629	5,219	2,472	1,035	417	1,535
平成23年	30,651	22,581	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成22年	31,690	23,572	4,497	15,802	7,432	2,590	1,103	371	1,533
平成21年	32,845	24,434	4,117	15,867	8,377	2,528	1,121	364	1,613
平成20年	32,249	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538

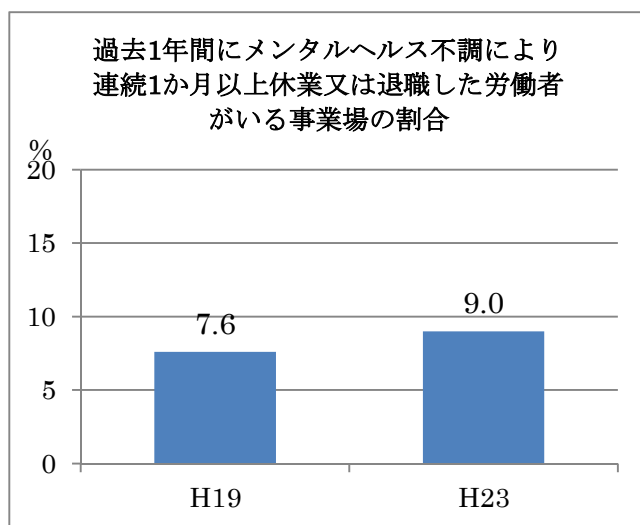
平成24年の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回ったが、勤務問題を理由とするものは依然として一定の割合を占める。

○ 精神障害の労災補償状況



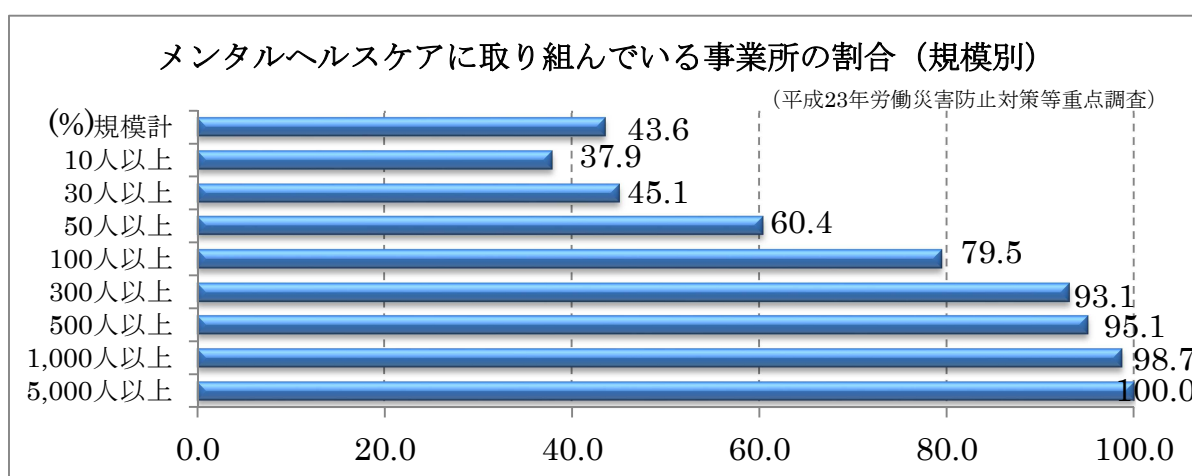
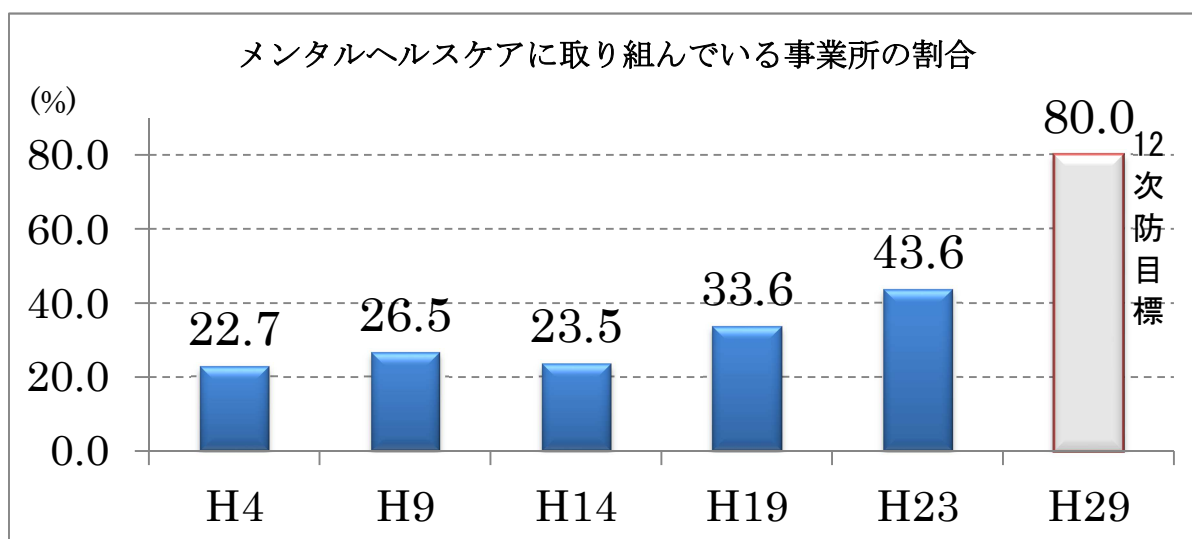
平成24年の認定件数は前年比大幅増。請求件数も高止まり。

○ メンタルヘルス不調による休業・退職の状況



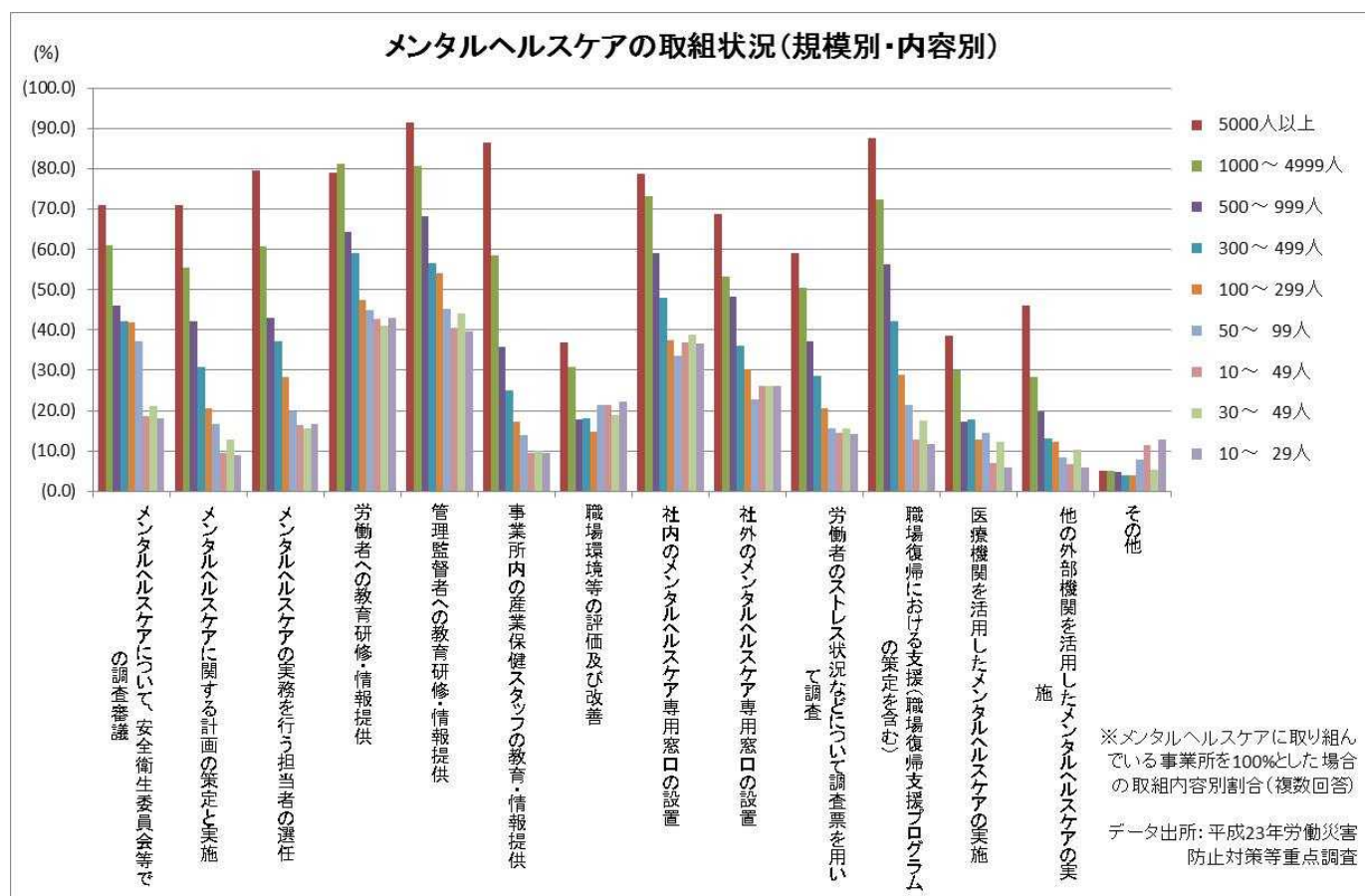
メンタルヘルス不調により
休業又は退職した労働者の
いる事業場は増加。

○ メンタルヘルス対策の取り組み状況



事業場でのメンタルヘルス対策は年々進んできているが、小規模事業
場での取り組みが遅れている。

○ メンタルヘルス対策の取組内容



以上のように、平成22年12月の建議を踏まえた改正法案の提出後の労働者の心の健康を取り巻く状況をみると、メンタルヘルス対策の必要性は、引き続きあるものといえる。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルスキュアの取組が遅れており、12次防の達成に向けた対策の促進が必要である。

2 検討の論点

法案提出後の状況の変化等を踏まえ、改めて検討すべき事項はあるか。